

## 滋賀県営住宅滞納家賃回収業務委託の概要

### 1 滋賀県営住宅の概要（令和6年6月1日現在）

| 団地数  | 戸数     | 過年度未収金（令和6年4月末） |          |
|------|--------|-----------------|----------|
| 41団地 | 2,879戸 | 約425人           | 約4,026万円 |

※過年度未収金…令和4年度以前に発生したもの

### 2 委託対象未収金

次に掲げる未収金回収業務を委託します。ただし、次に掲げる未収金に該当する場合であっても、引き続き滋賀県住宅課から請求を続行することが適当であると認めるものは、委託しません。

ア 令和5年度以前に発生し、かつ過去6か月以上返済のない未収金のうち、今後も滋賀県住宅課からの請求では回収が見込めないもの

#### ●委託未収金の見込み

委託未収金の参考となる、これまでの委託金額は以下のとおりです。

ただし、令和2年度までの件数および金額は債権回収会社に対して委託したものであり参考程度としてください。また、これをもって委託を保証するものではありません。

| 令和2年度 |        | 令和3年度 |        | 令和4年度 |        | 令和5年度 |        |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 8件    | 約139万円 | 15件   | 約230万円 | 19件   | 約650万円 | 15件   | 約285万円 |

### 3 対象業務内容

次に定める業務を対象とします。

ア 委託債権に係る債権数、債権金額の確認業務

イ 債務者または債務者の関係者（以下「債務者等」という。）との折衝  
（架電、受電、来訪対応、文書発送、文書受領等による）

ウ 上記イに付随する回収業務（債務者等が居所不明の場合における居所等調査および報告事務を含む。）

エ 債権および債務者等に関する各種データの管理および報告事務

オ 指定の金融機関口座への弁済金等の入金確認および報告事務

カ 指定の金融機関口座に入金された金額の滋賀県への引渡しおよび報告事務

キ 指定の金融機関口座への入金以外により支払いがあった場合、同口座への振込みまたは滋賀県に持参する業務および報告事務

ク 上記エ、オ、カおよびキに付随する事務作業

#### 4 受託者に提供する情報

受託者には、委託業務を実施するため、委託する未収金に関する次に掲げる情報を提供します。

- ア 未払者の基本情報（ID番号、氏名(未成年者の場合の親権者の氏名)、生年月日、住所(行方不明の場合は行方不明前のもの)、電話番号(判明している場合)、未収金額、納入督促等の状況)
- イ 未払者の相続人および連帯保証人がある場合は未払者の相続人および連帯保証人の基本情報（氏名、住所(行方不明の場合は行方不明前のもの)、電話番号(判明している場合)、未払者との関係、納入督促等の状況)
- ウ 滋賀県住宅課での督促実施過程等の中で判明した特に受託者に提供すべきであると認める情報

#### 5 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとします。

#### 6 委託費

委託費は成功報酬のみとし、委託費の取扱いは次のとおりとします。

- ア 委託費の算出は、各月の回収した債権額に成功報酬率（消費税および地方消費税を含む。）を乗じて得た額とします。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとします。
- イ 委託した債権について、受託者の業務の成果により直接滋賀県住宅課に支払われた場合は、受託者が回収したものとみなします。
- ウ 滋賀県住宅課は、上記委託料を受託者からの適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うこととします。

#### 7 個人情報保護

受託者は、滋賀県住宅課から提供された債務者等の個人情報および業務の処理により知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律、滋賀県個人情報保護条例に基づき、適切な管理を行い、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければなりません。

#### 8 その他

仕様書に定めのないものは、滋賀県住宅課と受託者による協議のうえ定めるものとします。